

平成22年度 相模原市グリーン購入計画 (平成22年4月1日)

相模原市グリーン購入方針に基づき、購入計画を次のとおり定める。

1、本購入計画において、用語の定義は次のとおりとする。

- 基本方針：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条の規定により国が策定する基本方針をいう。
- 判断基準：本基準を満たすものが、特定購入物品として、毎年度の購入目標の設定の対象となる。
- 配慮事項：特定購入物品等であるための要件ではないが、特定購入物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項
- 目 標：各品目ごとの当該年度の購入総数（レンタル、リースを含む。）に占める、判断基準を満たす物品の数量割合をいう。
- 再生プラスチック：製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

2、特定購入品目等

(1) 紙類

◎共通配慮事項

○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

	購 入 品 目	単 位	判 断 基 準	配 慮 事 項	目 標
1	更紙	枚	①古紙パルプ配合率が高いこと。 ②バージンパルプが使用されている場合は、環境に配慮したパルプであること。 ・原料となる全ての木材等は、木材伐採地の法律・規則を守って生産されたもの。 ・森林環境に配慮した「森林認証材」や「植物材」、資源有効利用に資する「再・未利用材」等からつくられたもの。		100%
2	コピー用紙（57kg）	枚			100%
3	色再生紙（1,000枚入り）	枚			100%
4	NIP用紙（2,000頁）	箱			100%
5	ストックフォーム（2,000頁）	箱			100%
6	板目表紙 A3・A4・B4	枚			100%
7	クロス表紙（綴部分 短・長） A4	枚			100%
8	模造紙	枚			100%

(2) 納入印刷物

	購入品目	単位	判断基準	配慮事項	目標
1	<p>納入印刷物 (報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷を対象とする。)</p>	<p>件</p>	<p>[冊子状のものについては、表紙を除く。] ①古紙パルプ配合率が高いこと。 ②バージンパルプが使用されている場合は、環境に配慮したパルプであること。 ・原料となる全ての木材等は、木材伐採地の法律・規則を守って生産されたもの。 ・森林環境に配慮した「森林認証材」や「植林材」、資源有効利用に資する「再・未利用材」等からつくられたもの。 ③古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等が使用されていないこと。 ・ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く） ・プラスチック類（紙のコーティング又はラミネートに使用するものを除く。） ・布類、不織布 ・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）、硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷使用の場合を除く）、合成紙、インディアペーパー ④オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系などの溶剤を含む）のみを用いる印刷用インキを使用していること。</p>	<p>○ 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。 ○ 古紙再生の阻害要因となる材料等（カーボン紙、ノーカーボン紙、ビニル又はポリエチレン等のラミネート紙、感熱紙、芳香紙）の使用を抑制していること。 ○ 製品の包装は、可能な限り簡易であって再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>80%</p>

備考 「芳香族成分」とは、日本工業規格K2537に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

(3) 文具類

◎共通判断基準

- 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
 - ②木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。
 - ③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率が高いこと。
 - ④バージンパルプが使用される場合は、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

◎共通配慮事項

○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断の基準を適用する。

	購入品目	単位	判断基準	配慮事項	目標
1	シャープペンシル	本		○残芯が可能な限り少ないこと	100%
2	シャープペンシル替芯	箱	[容器に適用]		100%
3	ボールペン	本		○芯が交換できること	100%
4	鉛筆	打			100%
5	蛍光マーカー	本		○消耗品が交換又は補充できること	100%
6	スタンプ台	個		○インク又は液が補充できること	100%
7	朱肉	個	主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックが全体重量の70%以上使用されていること。	○インク又は液が補充できること	100%
8	回転ゴム印	個			100%
9	定規	個			100%
10	消しゴム	個	(巻紙・ケースに適用)		100%
11	ステープラー針リムーバー	個			100%
12	連射クリップ本体	本	主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックが全体重量の70%以上使用されていること。		100%
13	事務用修正具（テープ）	個	主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックが全体重量の70%以上使用されていること。	○消耗品が交換できること	100%
14	事務用修正具（液状）	個	(容器に適用)		100%
15	ブックスタンド	個	主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックが全体重量の70%以上使用されていること。		100%
16	クリップケース	個			100%

17	マグネット (玉)	個			100%
18	マグネット (バー)	個			100%
19	テープカッター	個			100%
20	穴あけパンチ (手動)	個			100%
21	モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	個			100%
22	紙めくりクリーム	個	(容器に適用)		100%
23	OAクリーナー (ウェットタイプ)	個	(容器に適用)	○内容物が補充できること。	100%
24	OAクリーナー (液タイプ)	個	(容器に適用)	○内容物が補充できること。	100%
25	ダストブローア (スプレー缶)	個	オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン (代替フロン) 使用されていないこと。		100%
26	レターケース	個			100%
27	マウスパッド	枚			100%
28	カッティングマット	枚		○マットの両面が使用できること。	100%
29	カッターナイフ	本			100%
30	OHPフィルム	枚	再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。		100%
31	絵筆	本	主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックが全体重量の70%以上使用されていること。		100%
32	絵の具	箱	(容器に適用)		100%
33	墨汁	本	[容器に適用]		100%
34	液体合成のり	本	[容器に適用]	○内容物が補充できること。	100%
35	のり (チューブ入)	本	[容器に適用]	○内容物が補充できること。	100%
36	スティックのり (中)	本	[容器・ケースに適用]		100%
37	テープのり	個	[容器・ケースに適用]	○消耗品が交換できること。	100%
38	フラットファイル	冊		○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。	100%
39	パイプ (チューブ) ファイル	冊		○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。	100%
40	アルバム	冊			100%
41	タックインデックス (120片入り)	袋			100%
42	付箋紙	包	主要材料が紙の場合にあつては、古紙を多く配合していること。	○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液で、溶解又は分散するものであり、樹脂ラミネートが加工されていないこと。	100%
43	事務用封筒 (紙製)	枚			100%

44	ノート	冊	塗工されているものについては塗工量が両面で30 g/m ² 以下であること、また、塗工されていないものについて白色度が70%程度以下であること。		100%
45	タックラベル	枚	主要材料が紙の場合にあっては、古紙を多く配合していること。	○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液で、溶解又は分散するものであり、樹脂ラミネートが加工されていないこと。	100%
46	黒板拭き	個			100%
47	ホワイトボード用レーザー	個			100%
48	額縁	個			100%
49	リサイクルボックス	個	主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックが全体重量の70%以上使用されていること。		100%
50	缶・ボトルつぶし機	個			100%
51	名札（机上用）	個			100%
52	名札（衣服取付／首下げ型）	枚			100%
53	ホワイトボードマーカー	本			100%
54	大封筒（角2、角3）マチ付	枚			100%
55	とじ穴補修用パッチ	袋			100%
56	賞状用紙（A3、B4）	枚			100%

備考) 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

(4) 雑品類

	購入品目	単位	判断基準	配慮事項	目標
1	トイレトペーパー (48個入り)	箱	①古紙を多く配合していること。 ②白色度が過度に高くないこと。	○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。	100%
2	ティッシュペーパー (5個入り)	組			100%
3	ペーパータオル (200枚入り)	箱			100%
4	クラフトテープ	個	古紙を多く配合していること。	○水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。	100%
5	洗剤 ※合成洗剤（研磨材を含むものを除く）、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用（トイレ、窓ガラス用）又は家具用の洗浄剤（研磨材を含むものを除く）。	個	製品の包装が、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」において指定化学物質とされている成分を含まないこと。	100%

備考) 指定化学物質とは、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸（略称LAS）、N,Nジメチルアミン=N-オキシド(同AO)、ビスジメチルアンモニウム=クロリド(DAC)、ポリオキシエチレン=アルキルエーテル(AE)をいう。

(5) 什器類

	購入品目	単位	判断基準	配慮事項	目標
1	いす	脚	金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 イ 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m ³ h以下であること。 ウ 紙の場合にあっては、古紙を多く使用していること。	○修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能で設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	100%
2	机	台			100%

(6) OA機器

◎共通配慮事項

- 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。
- 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

	購入品目	単位	判断基準	配慮事項	目標
1	コピー機 ①コピー機 ②複合機 ③拡張式デジタルコピー機	台	<共通事項> ①使用される用紙が特定購入品目に該当する場合は、特定購入品目等を使用することが可能であること。 ②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア リユースに配慮した機器であること。 イ 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。 <個別事項> 基本方針の判断基準による。	○使用される電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ○資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ○分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。	100%
2	電子計算機	台	①基本方針の表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。	○製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。	80%

3	プリンタ（ファクシミリ兼用機含む。）	台	基本方針に示された判断基準による。	<p>○使用される電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>○分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p>	100%
4	ファクシミリ	台	基本方針の表に示された区分ごとの基準を満たすこと。	<p>○使用される電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>○分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p>	100%
5	スキャナ	台	基本方針の表に示された基準を満たすこと	<p>○使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>○分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p>	100%
6	磁気ディスク装置	台	基本方針の表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。	<p>○ 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>○ 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p>	100%
7	ディスプレイ	台	<p>①基本方針の表に示された基準を満たすこと</p> <p>②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻る。</p>	<p>○使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>○資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p>	100%
8	シュレッダー	台	基本方針の表示された基準を満たすこと。	<p>○ 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>○ 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p>	80%
9	トナーカートリッジ	個	<p>①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルサイクルのシステムがあること。</p> <p>②使用される用紙が特定購入品目に該当する場合は、特定購入品目等を使用することが可能であること。</p>		80%

10	インクカートリッジ	個	①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ②使用される用紙が特定購入品目に該当する場合は、特定購入品目等を使用することが可能であること。	80%
----	-----------	---	---	-----

(7) 家電製品

◎共通配慮事項

○再生プラスチック材が多く使用されていること。

○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

	購入品目	単位	判断基準	配慮事項	目標
1	電気冷蔵庫	台	①基本方針の表に示された区分ごとの算出式を用いて算出した値を上回らないこと。 ②冷媒及び断熱発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷媒及び断熱発泡剤にハイドロフルオロカーボン（代替フロン）が使用されていないこと。	○冷媒及び断熱材発泡剤に地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。 ○資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。	100%
2	電気冷凍庫	台			100%
3	電気冷凍冷蔵庫	台			100%
4	テレビジョン受信機	台	基本方針の表に示された区分ごとの算出式を用いて算出された値を上回らないこと。	○資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○地上デジタルテレビ放送に対応していること。	100%
5	電子レンジ	台	基本方針の表に示された区分ごとの算出式を用いて算出された値を上回らないこと。		100%

6	エアコンディショナー	台	①冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、基本方針の表1に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 ②冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、基本方針の表3に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 ③冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	○資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。	100%
7	ストーブ	台	①ガスストーブにあつては、基本方針の表1に示された基準を下回らないこと。 ②石油ストーブにあつては、基本方針の表2に示される区分ごとの基準を下回らないこと。		80%

(8) 自動車

	購入品目	単位	判断基準	配慮事項	目標
1	自動車	台	新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であつて、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車 ⑤プラグインハイブリッド自動車 ⑥燃料電池自動車 ⑦水素自動車 ⑧ガソリン車、ディーゼル車、LPガス車にあつては、八都県市指定低公害車に該当していること。		90%

(9) 布製品

◎共通判断基準

○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること

◎共通配慮事項

○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

	購入品目	単位	判断基準	配慮事項	目標
1	作業服	着	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること	○製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。	
2	カーテン	枚			80%
3	毛布	枚			80%
4	ふとん	枚	[ふとん側地又は中わたに使用される繊維に適用]		80%
5	集会用テント	張			100%
6	ブルーシート	枚	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。		100%

(10) 防災備蓄用品

	購入品目	単位	判断基準	配慮事項	目標
1	アルファ化米	個	①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限（保存期限）、保存方法及び製造者名が記載されていること。	○回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。	100%

○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

・グリーン購入ネットワーク（GPN）のホームページ（<http://www.gpn.jp/>）に下記データベースへのリンクあり。

<http://gpn-db.mediapress-net.com/gpn-db/index.hg> 《特定調達品目の判断基準を満たす具体的な製品名24,156商品（H18.3現在）をデータベース化》